

宮崎県漁業取締船建造設計業務プロポーザル実施要領

令和8年4月8日

宮崎県漁業管理課

この実施要領は、県が実施する宮崎県漁業取締船建造設計業務（以下「本業務」という。）に係る委託事業者を選定するプロポーザル（企画提案）に関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務する事業の概要

(1) 業務の名称

宮崎県漁業取締船建造設計業務

(2) 業務の目的

漁業取締船たかちほの代船建造に係る基本設計を行うもの。

(3) 業務の内容

別紙「宮崎県漁業取締船建造設計業務仕様書」のとおり。

(4) 委託期間

委託契約締結日から令和9年2月19日（金）まで。

2 委託先の選定方法

公募により本業務に関する企画提案を受け、県において企画提案の内容を審査した上で、総合的に最も優れた提案を行った者と随意契約を締結する。

3 プロポーザル参加資格

本業務に関するプロポーザル参加者は、次に掲げる参加資格の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 平成18年度以降に軽合金製かつ総トン数20トン以上の漁業取締船またはその他船舶の基本設計業務に関して実績があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。

- (5) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (6) 本業務を遂行するために必要な業務経験を有する技術者を従事させることができること。

4 プロポーザル実施の告知方法

県庁ホームページにより告知する。なお、事前説明会は開催しない。

5 仕様書等の配布

(1) 配布資料

- ア 実施要領（宮崎県漁業取締船建造設計業務プロポーザル実施要領）
- イ 様式集（宮崎県漁業取締船建造設計業務プロポーザル実施要領様式集）
- ウ 業務仕様書（宮崎県漁業取締船建造設計業務仕様書）
- エ 代船仕様書（宮崎県漁業取締船代船仕様書）
- オ 契約書案
- カ 審査基準表

(2) 配布期間

令和8年4月8日（水）から令和8年5月15日（金）

※配布資料については、上記期間中、宮崎県のホームページ（トップ＞県政情報＞入札・調達・売却＞委託業務）からダウンロードができる。ただし、エについては参加申込書を提出した者にメールで送付する。

6 スケジュール（予定）

- | | |
|-------------------|------------------|
| (1) プロポーザル実施公告 | 令和8年4月8日（水） |
| (2) 参加申込書提出期限 | 令和8年4月21日（火）午後5時 |
| (3) 質問書受付期限 | 令和8年4月21日（火）午後5時 |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和8年5月15日（金）午後5時 |
| (5) 審査（プレゼンテーション） | 令和8年5月下旬 |
| (6) 審査結果通知 | 令和8年6月上旬 |

7 プロポーザルへの参加申込

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり申込みこと。

(1) 受付期間

令和8年4月21日（火）午後5時まで（郵送の場合は必着とする）

(2) 提出書類及び提出部数

宮崎県漁業取締船建造設計業務委託プロポーザル参加申込書（様式1） 1部

(3) 提出先及び提出方法

本要領17の書類提出先に、原則として電子メールで送付する。

(4) 参加申込書の受領

参加申込書を受け付けた場合は、県漁業管理課からメールにて確認の連絡を行うので、申込みの翌開庁日（土・日曜日、祝日を除く）までに連絡が無い場合は県漁業管理課に問い合わせること。

8 プロポーザルに関する質問

本プロポーザルに関して質問がある場合は、以下により提出すること。なお、電話等による質問は受け付けない。

(1) 受付期間

令和8年4月8日(水)から令和8年4月21日(火) 午後5時まで

(2) 提出書類

質問書（様式2）

(3) 提出先及び提出方法

本要領17の書類提出先に、原則として電子メールで送付する。

(4) 回答方法

回答は、受理日の翌日から3日以内（土・日曜日、祝日を除く）に、電子メールにより行い、質問者以外の参加者にも同内容を送付する。

なお、上記で回答した内容に関する質問に限り、同年4月27日（月）午後5時まで上記と同様の方法で質問を受け付け、同年5月1日（金）までに回答する。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

ア 企画提案書（様式3）

イ 参考資料（任意様式。説明を補足するために必要な場合は提出）

ウ 見積書（様式任意）

(ア) 見積書の宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とし、見積日、参加者の住所、法人（個人名）、代表者役職・氏名を記載とすること。また、「担当者」の欄を設け、氏名（フルネーム）及び連絡先（電話番号またはメールアドレス）を記載とすること。これらが記載されている場合は押印は不要である。

(イ) 一式計上ではなく、内訳の判断が可能な積み上げ方式とすること。

(ウ) 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計額を明記すること。

(2) 企画提案書等の提出期限、提出方法、提出先

ア 提出期限：令和8年5月15日（金）

午後5時まで（郵送の場合は必着とする）

イ 提出方法：原則メール

（電子化できない場合等は書留郵便でも可。その場合は15部提出）

ウ 提出先：本要領17の書類提出先

(3) 提出に関する留意事項

ア 参加資格を有さない者の提出書類又は提出書類に不備がある場合は、受理しない。

イ 提出された書類は返却しない。また、書類は受託者の選定目的以外には使用せず、企画提案書は参加者の同意なしに公開しない。

10 企画提案のプレゼンテーション

(1) 実施日及び実施場所

令和8年5月下旬にWEB会議で行う予定であり、日時等の詳細は参加申込み締切り後の4月下旬に参加者に通知する。

(2) 内容

ア プレゼンテーション（40分程度）

画面共有や事前提出資料により参加者の概要及び企画提案内容の説明を行う。

イ ヒアリング（20分程度）

企画提案書等に基づくヒアリングを行う。

ウ その他

- ・プレゼンテーションは、本業務に選任予定の主任技術者又は担当技術者に行わせるものとする。
- ・プレゼンテーション等の内容は非公開とする。

11 選定方法

漁業取締船代船建造委員会において、提出された企画提案書等、プレゼンテーション及びヒアリングに基づいて、別紙審査基準表により採点し、平均点（委員全体の合計点を平均したもの）の最も高い者を契約候補者として選定する。

ただし、委員による採点の結果、平均点の最も高い者が複数存在した場合は、本業務に関係のない職員にくじを引かせ、契約候補者を選定する。

なお、平均点が満点の6割未満である参加者は、契約候補者として不採用とする。

12 選定結果の伝達

プレゼンテーション実施日の概ね1週間後までに、選定者（契約候補者）及び非選定者いずれに対しても、文書により通知する。

13 契約の締結等

- (1) 上記11により選定された最も優れた提案を行った者を契約候補者として、委託契約に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約手続きを行う。
- (2) 契約候補者との協議が整わず契約の見込みがない時は、次点の者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
- (3) 契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）により、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。
- (4) 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。
- (5) 本業務を担当する予定の主任技術者及び担当技術者が本業務を担当できなくなった場合、契約を締結しないことがある。

14 委託料の上限額

契約上限額 9,819,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※委託料の支払は、業務完了後の精算払を予定している。

15 著作権

本業務により作成した印刷物等の著作権は、宮崎県に帰属するものとする。

16 その他

- (1) 本プロポーザルに要する一切の経費は、プロポーザル参加者の負担とする。
- (2) 本業務を受託した者又は本業務を受託した者と資本関係にある者については、令和9年度以降に予定している宮崎県漁業取締船の代船建造事業を受託することはできない。

17 書類提出及び連絡先

住所：〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

担当：宮崎県 農政水産部水産局 漁業管理課 漁業管理担当

電話：0985-26-7146

電子メール：gyogyo-kanri@pref.miyazaki.lg.jp

※電子メールを送信する際の件名は「設計業務プロポーザル」とすること。

【様式1】

宮崎県漁業取締船建造設計業務プロポーザル参加申込書

令和8年4月 日

宮崎県知事 河野俊嗣 様

所在地
事業者名
代表者 職・氏名

標記業務の企画提案に参加を申し込みます。

また、申込みに当たり、宮崎県漁業取締船建造設計業務プロポーザル実施要領3の参加資格要件を全て満たすことを誓約します。

<担当者> 担当部署
担当者役職
担当者氏名
電話番号
FAX
E-mail

【様式2】

宮崎県漁業取締船建造設計業務プロポーザルに係る質問書

宮崎県漁業管理課 漁業管理担当 様

(E-mail : gyogyo-kanri@pref.miyazaki.lg.jp)

| | | |
|------|---|--|
| 質問内容 | (実施要領・仕様書等の記載内容の質問については、記載箇所が特定できるように、資料名、項目番号などを記述してください。) | |
| | 事業者名 | |
| 質問者 | 担当者役職・氏名 | |
| | 電話 | |
| | | |

※複数ページとなっても可。

【様式3】

宮崎県漁業取締船建造設計業務
企画提案書

令和8年 月 日

宮崎県知事 河野俊嗣 様

所在地
事業者名
代表者 職・氏名

宮崎県漁業取締船建造設計業務を受託したいので、下記のとおり企画提案書を提出
します。

なお、提案にあたり、実施要領に記載された事業内容等を全て承知の上で提案する
ものであることを誓約します。

記

添付書類
別紙1
別紙2
見積書
参考資料

<担当者> 担当部署
担当者役職
担当者氏名
電話番号
FAX
E-mail

(別紙1)

1 会社の概要

| | |
|----------------|----------------------------|
| 技術職員数 | 名 (うち、船舶設計業務の実績がある職員 名) |
| 技術士(船舶・海洋技術)の数 | 名 |

2 漁業取締船等の設計業務実績

| 番号 | 発注者 | 船名 | 船質 | 総トン数 | 設計年度 | 船の用途 |
|----|-----|----|----|------|------|------|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |

※上記項目が記載された資料を添付しても良い。

※平成18年度以降に実施した設計業務について、直近のものから記載する。

3 本業務委託において選任する予定の主任技術者

| | |
|-------------|---|
| 役職・氏名 | |
| 経歴 | |
| 設計業務に従事した実績 | ※「2 漁業取締船等の設計業務実績」の船のうち、自身が設計業務に従事した船の番号を記載すること |
| 資格等 | |

※主任技術者は、主導的立場で本業務に参画し、技術上の管理を行う者とする

4 本業務委託において選任する予定の担当技術者 (任意)

| | |
|-------------|---|
| 役職・氏名 | |
| 経歴 | |
| 設計業務に従事した実績 | ※「2 漁業取締船等の設計業務実績」の船のうち、自身が設計業務に従事した船の番号を記載すること |
| 資格等 | |

(別紙2)

宮崎県漁業取締船建造設計業務
技術課題

下記項目について、どのような設計方針及び提案ができるのか文書、図等を用いて説明してください。また当該提案について過去の実績があれば説明してください。

| | |
|---|------------------|
| 項目 1 | 代船仕様書を踏まえた全体に関して |
| ・船型、総トン数、最高速力及び航海速力などの主要目や船内区画の全体的な設計方針について | |

| | |
|--|------------------|
| 項目 2 | 漁業取締りの抑止力の向上に関して |
| ・監視カメラ装置や対象船の動向把握のための航海計器などについての設計方針について | |

| | |
|---|-----------------|
| 項目 3 | 建造費及び運用費の低減に関して |
| ・主機関及び推進器の選択と計画航海速力による、建造費及び維持管理費（船舶検査費用、燃油代、修繕費等）の総合的な費用削減に向けた設計方針について | |
| ・航海速力、推進器（ウォータージェット推進器とプロペラ推進器）の違いによる操船性、初期及び維持管理費用の比較を踏まえた設計方針について | |
| ・船首方向や船位の維持、接舷・接岸のしやすさなど操船性の確保のための設計方針について | |
| ・上記以外で総合的な費用削減に向けた設計方針について | |

| | |
|--|-----------------|
| 項目 4 | 省人力化や労働環境向上に関して |
| ・安全性向上や身体的負担軽減など労働環境の向上のための、居室個室化や機関室の階段設置等の設計方針について | |
| ・船舶や岸壁への離接及び乗組員の移乗、取締り対象の証拠確保などについて、現在の6名体制から5名体制でも業務可能な船舶の仕様の設計方針について | |

※上記項目が記載されていれば、任意の様式でも良い